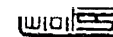


番号 00697 A

平成 28年 5月 10日



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
	平成 25年 5月 15日	平成 25年 5月	普通	貨物	事業用	コンテナセミトレーラ [041]			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
東邦			-人	23300[30480] kg		4660 kg	27960[35140] kg		
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
TC36H1C34-86235			1251 cm	249 cm	167 cm	- kg	1340 kg	1340 kg	1340 kg
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号		類別区分番号	
TC36H1C34	-		kw - L	-					
所有者の氏名又は名称									
所有者の住所									
使用者の氏名又は名称									
使用者の住所									
使用の本拠の位置									
有効期間の満了する日	平成 29年 5月 14日		年 月 日						
備考			守すること。、[066] 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。、*けん引車*三菱 KL-FP54JDR, UDトラック KC-C6131BNT, 日野 KS-SH1EDJG, *第五輪荷重*8,400kg以上のものとする [その他検査事項] (1) 基準緩和時第五輪荷重10,800kg以上のものとする。 以下余白						
継続検査 自動車重量税 非課税 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 使用者 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成24年7月27日 [重輪局] 1475 [緩和事項] [004] 車両総重量, [098] 一括緩和 [制限事項] [028] 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。、 [068] 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。、[092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳									

R032356

裏面もご覧下さい。